

令和 7 年度（後期） 令和 7 年 12 月～令和 8 年 5 月分

八幡市「出前講座」

● 出前講座って？

市役所の管理職員等が講師となって、市の仕事や制度をはじめ、市民の皆さんの暮らしに役立つ身近なテーマに沿ってお話します。

● 申込みができる方及び受講対象者は？

八幡市に居住または勤務する方で組織する団体が対象です。最低開催人数は10人です。ただし、政治・宗教活動や営利目的の催し等を行う場合、公序良俗に反する恐れがあると認められる場合には、講師を派遣することができません。

● 会場の手配等や講師料は？

会場の手配や催しの周知、当日の進行などは、申込者側でお願いします。会場は八幡市内に限ります。講師料は無料です。講座に必要な道具などは事前に用意していただく場合があります。

● 講座内容や時間は？

別紙「講座一覧」の中からお選びください。今期は54講座をご用意しました。

講座の時間は、意見交換を含めて約1時間です。日時については、原則、平日の勤務時間内でのお申し込みをお願いしております。一度講座担当課とのご相談をお願いします。

なお、講座は苦情や要望等を受け付ける場ではありません。

● お申し込み、お問い合わせは

申込用紙にご記入（押印不要）のうえ、市民協働推進課へ。開催の1カ月前までに提出してください。

市民協働推進課

（直通電話 075-983-3892）



八幡市出前講座講師派遣要領

(趣 旨)

第1条 市民の自治意識を高揚し、市民参加の行政を発展させるための各種講座（以下「講座」という。）を開催する団体等に講師を派遣する。

2 講座は、地方自治に関する基礎的知識について、学習する場とする。

(主催者及び受講対象者)

第2条 主催者は、八幡市に居住又は勤労する者で組織する団体とし、講座の受講対象者は当該団体の構成員とする。

2 主催者が政治・宗教活動や営利を目的として実施する場合は派遣しない。また、公序良俗に反する恐れがあると認められたときも同様とする。

(講座内容)

第3条 講座内容は、別に定める。

2 主催者は、講座が苦情や要望等を受け付ける場ではないことをあらかじめ参加者に周知する。

(講 師)

第4条 講師は、原則として市の管理職員が当たる。

(派遣費用)

第5条 講座への講師派遣費用は、無料とする。

(講座時間)

第6条 講座時間は、原則60分以内とする。

(派遣依頼)

第7条 主催者は、所定の用紙に、氏名（団体名等）・住所・電話番号・講座内容（開催日時・場所・開催名・講座名）・参加者数を記入のうえ、開催日の1箇月前までに事務局へ申し込むものとする。

(講師派遣の決定)

第8条 市長は、主催者から講師派遣依頼があった場合、依頼の内容等を審査する。派遣することが適当と認めたときは、適切な講師を決定し主催者に通知するものとし、派遣しないことを決定したときは、その旨を主催者に通知するものとする。

(派遣回数)

第9条 各種団体等への派遣回数は、原則として、1団体、年2回を限度とする。

(担 当)

第10条 講師派遣の手続きは、政策企画部市民協働推進課が担当する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、講師派遣に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年8月11日から施行する。

2 八幡市出前講師派遣要領（平成10年4月1日制定）は、廃止とする。